

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1486号)

平成29年12月21日

横情審答申第1486号

平成29年12月21日

横浜市水道事業管理者 山隈 隆弘 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年12月2日水工南第1079号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成27年度決第102号上大岡線口径800mm配水管更新工事に係る鋼管の
溶接方法、投入方法並びに投入順序及びグラウト注入方法が記載された施
工図」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市水道事業管理者が、「平成27年度決第102号上大岡線口径800mm配水管更新工事に係る鋼管の溶接方法、投入方法並びに投入順序及びグラウト注入方法が記載された施工図」を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「平成27年度決第102号上大岡線口径800mm配水管更新工事に係る鋼管の溶接方法、投入方法並びに投入順序及びグラウト注入方法が記載された施工図」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が平成28年10月28日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 平成27年度決第102号上大岡線口径800mm配水管更新工事では、パイプ・イン・パイプ工法による工事（以下「本件工事」という。）を行っている。本件工事は、日本水道鋼管協会発行の「パイプ・イン・パイプ工法設計・施工指針」（以下「本件指針」という。）等を基に施工している。本件指針には、一般的なパイプ・イン・パイプ工法による鋼管の溶接方法、投入方法及びグラウト注入方法等（以下「鋼管の溶接方法等」という。）が記載されている。本件工事は、一般的なパイプ・イン・パイプ工法であるため、横浜市水道局（以下「水道局」という。）が水道管の取替え工事に関する図面等を作成しなくても事業者は本件指針に従って工事の施工が可能である。そのため、本件審査請求文書は作成しておらず、保有していないため非開示とした。
- (2) 本件審査請求文書の特定に当たり、本件開示請求を受け付けた後と本件処分を行う前日に開示請求者に電話で連絡をした。その際、開示請求者が求めている行政文書が、請負事業者の作成した施工計画書（以下「施工計画書」という。）ではなく、

「水道局が作成した水道管の取替え工事に関する施工図」であることを確認している。その上で、本件において対象行政文書が存在しない旨を説明し、了承を得たものと解し、最終的に非開示決定を行った。

なお、本件に係る開示請求書に記載されている「汚泥の処理配水に関する法方他届出書等」に係る行政文書として、本件工事に係る公共下水道一時使用許可申請書及び下水道取り付け管状況調査報告書を特定し、平成28年10月31日に開示を実施した。その際、本件指針等を提示しながら、開示請求者が求めている鋼管の溶接方法等についても説明している。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係わる処分を取消し、新たな文書を特定し開示するよう求める。
- (2) 施工図が無いと工事ができないと推定される。又公共事業として、入札する根拠となるものが無い。
- (3) パイプ・イン・パイプ工法は、狭い水道管に人間が直接入るものであり、非常に危険な工法である。行うことは不可能なものである。
- (4) 開示を求めているのは、実施機関が作成しているものに限らない。審査請求人は工事の施工ができないと主張しているのだから、工事ができるというのであれば請負事業者が作成したものでも、存在するものを出してほしい。
- (5) 所管課や請負事業者を呼んで、違法な行為をしていないか確認をしてほしい。審査会の委員は内容を知ることができるのだから、確認したうえで、告発してほしい。
- (6) 雨水の使用条件についての文書もほかにあると考えている。

5 審査会の判断

(1) 水道工事の契約手続について

水道工事の契約手続は、水道局が水道工事に係る設計図書（設計書、図面、仕様書及び現場説明書）及び執行伺を決裁した後、公告及び入札を行っている。その後、落札者である事業者と実施機関との間で、工事請負契約を締結し、水道工事に着手している。

なお、請負契約後、請負事業者は、工事概要、工事工程表、施工方法等について記載した施工計画書を作成し、工事着手前に実施機関に提出することとされている。

(2) 水道工事の施工について

水道工事には様々な種類があるが、標準的に行われている既設の老朽水道管（以下「既設管」という。）を新しい水道管（以下「新設管」という。）に取り替える工事においては、既設管を使いながら新設管を埋め、その後に既設管を取り除くため、単に新設管を埋める工事に比べて時間を要する。

一般的には、施工順序に沿って次の5つの工程に分けて施工している。

- ア 道路の下に埋まっている管路などの正確な位置を調査する試掘工
- イ 新設管を設置する配水管新設工
- ウ 各家庭からの給水管(個人の所有)を新設管に付け替える給水管取付替工
- エ 今まで使用していた既設管を撤去する既設配水管撤去工
- オ アからエまでの工事ごとに一時的な復旧を行っていた道路を、本格的な舗装に戻す路面復旧工

本件では、配水運用の状況や周辺の道路状況などを勘案し、上記のような既設管の撤去を行わず、既設管内に、より口径の細い新設管を配管するパイプ・イン・パイプ工法による工事を行っている。その際、既設管と新設管とのすき間を埋めるグラウト（充填材）注入を行っている。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、平成27年度決第102号上大岡線口径800mm配水管更新工事で用いられているパイプ・イン・パイプ工法に関し、鋼管の溶接方法等が記載された施工図である。

(4) 本件審査請求文書の特定及び不存在について

ア 実施機関は、本件審査請求文書は作成しておらず、保有していないと説明しているため、当審査会で、平成29年8月3日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 実施機関では、設計書、図面、仕様書及び現場説明書で構成される設計図書を作成し、工事の目的物を示して工事の発注を行っている。工事の請負事業者は、設計書と工事の仕様書を遵守しながら、工事を完成することとなっており、実施機関が工事の個別の施工方法を全て指定するものではない。

(イ) パイプ・イン・パイプ工法については、他の土木工事に比べて危険なものとはいえず、また既存の指針を使用して工事を行うことが可能である。したがって、実施機関で施工方法を記載した図面等を作成する必要はなく、本件でも作

成していない。

- (ウ) 請負事業者の作成した文書を請求する趣旨ではないことは開示請求の際も、同時に決定した開示決定に係る開示の実施の際にも繰り返し確認している。
- (エ) 本件開示請求については、審査請求人に電話をし、施工計画書を含めた請負事業者作成の図面は求めていることを確認した上で補正をしている。

イ 実施機関は、本件工事においては鋼管の溶接方法等に関する個別の施工方法を指定する必要はなかったと説明している。また、実施機関が施工図という表現を審査請求人と調整のうえ使用したと説明しているため、これらの点について実施機関に再度確認をしたところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 本件指針には、管の投入（吊り降ろし）、溶接、グラウト注入等に関する一般的な施工方法や手順、施工例の図が記載されており、施工にあたっては、本件指針にしたがって工事を行うことが可能であるため、本件工事の発注にあたり、鋼管の溶接方法等の個別の工法を指定する必要はなかった。
- (イ) パイプ・イン・パイプ工法は頻繁に行われるものであるとまではいえないものの、過去にも施工例がある。
- (ウ) 実施機関は日頃の業務で施工図という表現を使用しておらず、少なくとも実施機関においては施工計画書を施工図と表現することはない。
- (エ) 補正を行う際は、開示請求受付日翌日と本件処分を行う前日の2回電話をし、施工計画書を含めた請負事業者作成の図面は求めていることを確認している。また、補正内容については補正内容を読み上げて確認をしている。なお、補正の際に、請負事業者作成の施工計画書を請求する趣旨であると確認されていれば、特定して開示できるものであった。
- (オ) 施工図という言葉は、審査請求書の補正について審査請求人と電話で調整した際に、実施機関の作成した施工図を求めると審査請求人から聞いたため、使用したものである。

ウ 以上を踏まえて、当審査会としては次のとおり判断する。

エ 本件審査請求文書の特定について

- (ア) 実施機関は、本件における請求対象は、水道局が作成した施工図であると主張している。これに対し、審査請求人は、意見陳述において、実施機関が作成した図面だけでなく、請負事業者が作成した施工計画書も開示して欲しいと主張している。

実施機関は、請負事業者が作成した施工計画書を保有していることから、当該施工計画書を請求の対象とせず、水道局が作成した図面のみを対象としたことの妥当性について、以下検討する。

- (イ) 本件開示請求に係る開示請求書では、鋼管の溶接方法等が記載された施工図を求めるものと補正がなされている。
- (ウ) そこで、当審査会において施工図という言葉の使用状況について調査をしたところ、どのような図面を「施工図」と解するかについて、明確な定義は確認できなかった。このため、審査請求書の記載のみからは、審査請求人が請負事業者の作成した施工計画書も求める趣旨であったとは確認できない。
- (エ) さらに、実施機関は、開示請求書を補正する際に、請負事業者作成の施工計画書を請求する趣旨ではないことを審査請求人に確認の上で施工図という言葉を使用している。また、実施機関は、請負事業者作成の施工計画書の開示請求があれば開示できるものであったことを前提に、請負事業者作成の施工計画書を求める趣旨でないことを審査請求人に確認したと説明している。

これらの説明に加えて、審査請求書の「審査請求の理由」欄には「入札の根拠がない」と記載がされており、当該記載からは入札前に作成された資料を求めていると解される点も考慮すると、開示請求時においても本件審査請求時においても、実施機関及び審査請求人の双方とも実施機関が作成した図面を請求する趣旨であったと認められる。

したがって、実施機関が、水道局作成の図面のみを請求の対象であると特定したことは妥当である。

オ 本件審査請求文書の不存在について

- (ア) 実施機関は、水道局では鋼管の溶接方法等が記載された図面は作成していないと主張している。
- (イ) 実施機関では、工事の発注にあたって作成する図面として設計図書があるが、これは、工事内容及び積算根拠を明らかにするために作成するものである。

よって、設計図書の内容に、全ての施工方法を指定すべきものであるとは認められず、個別の施工方法については必要に応じて記載するものである。

本件指針にはパイプ・イン・パイプ工法の施工方法が詳細に記載されている。また、本件工事は請負契約の内容のとおり施工が完了しており、実施機関が具体的な施工方法を指定しなければ請負事業者がパイプ・イン・パイプ工法によ

る工事を行うことができないといえるような事情も認められない。したがって、本件工事に関して、パイプ・イン・パイプ工法における鋼管の溶接方法等の個別の施工方法について記載しなければならない必要性は認められない。

(ウ) また、念のため本件の設計図書を確認したが、本件工事に関する鋼管の溶接方法等に関する施工方法についての記載は認められなかった。

以上のとおり、鋼管の溶接方法等が記載された実施機関が作成した図面等の存在は確認できず、ほかに本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。

(エ) したがって、本件審査請求文書が存在しないとする実施機関の主張は是認できる。

カ なお、審査請求人の他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年12月2日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年12月20日 (第298回第一部会) 平成28年12月22日 (第205回第三部会) 平成29年1月17日 (第306回第二部会)	・諮問の報告
平成29年6月15日 (第215回第三部会)	・審議
平成29年7月6日 (第216回第三部会)	・審議
平成29年7月20日 (第217回第三部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
平成29年8月3日 (第218回第三部会)	・実施機関からの事情聴取 ・審議
平成29年9月7日 (第219回第三部会)	・審議
平成29年9月21日 (第220回第三部会)	・審議
平成29年10月19日 (第221回第三部会)	・審議
平成29年11月6日 (第222回第三部会)	・審議
平成29年11月16日 (第223回第三部会)	・審議